



GLOBAL DATA ALLIANCE

TRUST ACROSS BORDERS

越境データ移転とデータローカライゼーション

グローバル・データ・アライアンス (Global Data Alliance) は業界横断型の企業連盟であり、データのプライバシーとセキュリティについて高い基準を掲げる企業で構成され、加盟企業の本部は世界の様々な地域にまたがっています。本アライアンスの企業は世界中にデータを信頼できるかたちで流通させることにより、雇用を創出し、国内産業の競争力を強化することを可能としています。越境データ移転は世界中で、また、経済のあらゆる分野において、イノベーションと成長を力づけます。製造業から農業、新興企業、サービス・プロバイダーまで、様々な分野がその中には含まれます。

越境データ移転は、テレワーク、ヴァーチャルな協働、オンライン・トレーニング、そして遠隔でのサービス提供を促進するツール導入を可能にします。この中にはヴァーチャルな医療ソリューションも含まれます。クラウド・ベースのライブラリやデータベース、ビデオ会議アプリとインタラクティブな協働プラットフォーム等、これらのツールは、オフィスをまたいでの研究開発やイノベーションを進展させ、従業員の生産性と技能を高め、コストと炭素排出量を抑え、公衆衛生と安全性を促進します。

また、データ移転は、起業家やあらゆる国の様々な規模の企業が、新規雇用創出、効率性と品質とを向上させ、もたらされる結果を改善するために不可欠とされるデジタル・ツールや見識の提供も可能とします。

必要のないデータローカライゼーションやデータ移転に制限を加えることなく、信頼できる越境データ移転を促進する政策を世界で前進させるために、本アライアンスは結成されました。国際的なデータ移転に関して、データローカライゼーションを強要したり、制限することは、それらを実施する国々において何十億ドル分の成長低下を招くと推定されています。このような政策により国内企業はイノベーション技術を使用できなくなり、世界のサプライチェーンから除外され、海外市場の顧客にアクセスすることができなくなります。ライフサイクルの様々な段階において、データを活用する商品やサービスは、世界中のデータを利

用できれば、より競争力が高まります。加えて、データ移転規制は、国がその競争力を全体で発揮する上で大きな負荷となるため、投資や研究開発の対象国としての魅力を減じさせることとなります。

データ規制を強要する根拠として挙げられることがいくつかありますが、これらは、本文に説明されているように、誤解に基づいています。本アライアンスはこのような誤解を正すために働きかけ、自由なデータ流通を妨げることなく、目標を達成することが可能であることを政策立案者に示していきます。



サイバーセキュリティ

データローカライゼーションやデータ移転規制はサイバーセキュリティ確保のために必要であると言われる。実際には、データがどこに保管されているかではなく、どのように保護されているかが、はるかに重要なのです。データローカライゼーション要件やデータ移転の制限はデータ・セキュリティを弱体化させます。政府が企業によるデータ移転を制限することで、データ・セキュリティに不要な障害が生まれるのです。サイバーセキュリティ上、越境データ移転はいくつかの理由で重要です。企業は地理的に多様な場所でデータを保管することを選択することがあります。場所を分かりにくくすることで、物理的な攻撃のリスクを

必要のないデータローカライゼーションやデータ移転に制限を加えることなく、信頼できる越境データ移転を促進する政策を世界で前進させるために、本アライアンスは結成されました。

アライアンスは、各国の政策上の正当な懸念を考慮しながら、
データに不要な制限をかけない、責任ある越境データ移転を促進していきます。

減らし、ネットワークの延滞を減らし、保管場所が物理的被害を受けた時に重要データの冗長性と復元力を保つことを可能とするためです。加えて、越境データ移転は、リアルタイムのデータに世界中からアクセスすることで、サイバーセキュリティ・ツールが交通パターンをモニターし、変則的狀態を判別し、潜在的脅威を迂回することを可能にします。政府がローカライゼーションを義務づけたり、データ移転やリアルタイムのデータ分析を制限すると、意図しない脆弱性を生むことになります。



プライバシー

データローカライゼーションやデータ移転規制は、その国のデータ保護法に準じて企業がデータを処理し、使用する上で必要であると言われます。実際はそうではありません。現実的には、世界中にデータ移転をする組織は国外にデータが移転されても、データが保護される手続きを講ずるべきなのです。データ保護体制が異なる場合は、プライバシーを保護し、グローバルなデータ移転を促進するかたちで、それらの差異を埋める手段を構築すべきなのです。政府は、広く受け入れられている原則や業界のベストプラクティスを考慮に入れ、プライバシーの枠組みの相互運用性を確実にし、データが途切れることなく、国境を越えて流通することを目指すべきなのです。



法執行

データローカライゼーションやデータ移転の制限は、規制当局や法執行機関が捜査を実施する上で、関連データへのアクセスを可能にすることを確実にするために必要だという主張があります。しかし、データの所在地はその決定的要素とはなりません。責任あるサービス・プロバイダーは、顧客への義務を果たし、消費者のプライバシーを保護しながら、適法なデータ要請に応じています。もし、データを開示できない相反する法的義務がサービス・プロバイダーにある場合、法執行機関にはいくつかの選択があります。刑事共助条約 (MLATs) もしくは協定 (MLAAs)、多国間条約、また、その他、米国 CLOUD 法 (United States Clarifying Lawful Overseas Use of Data Act/ 海外データ合法的使用明確化法) を通した承認等を含む国際協定によって、刑事共助や法執行機関が保有するデータの相互引き渡しのための基盤作りが可能となります。また、裁判所は嘱託書を通してデータ移転を海外の執行機関に申し出ることができます。

上記は、国々がデータ規制を強要する際に挙げるいくつかの根拠ですが、これらに限定はされません。本アライアンスは、各国の正当な政策懸念を考慮しながらも、不要にデータを制限することなく、データが信頼できるかたちで越境流通することを促進するために働きかけていきます。



GLOBAL DATA ALLIANCE
TRUST ACROSS BORDERS

グローバル・データ・アライアンスは下記により運営されています。

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス 本部所在地: 20 F Street, NW, Suite 800 Washington, DC 20001

バンコク ● 北京 ● ブリュッセル ● ニューデリー ● サンパウロ ● ソウル ● シンガポール ● 東京 ● ワシントンDC